

10月から3月末まで

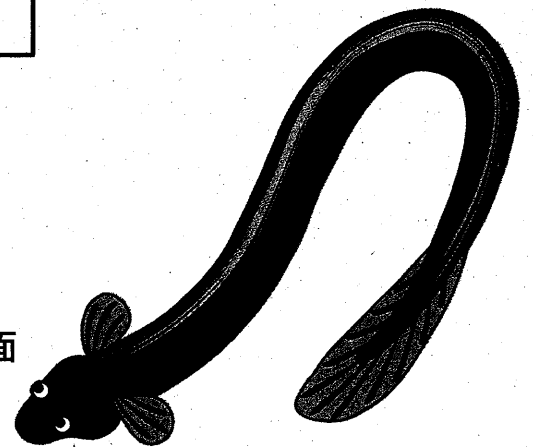
うなぎ採捕禁止

うなぎの資源保護のため、熊本県内全域において
10月1日から翌年3月31日までの間
うなぎの採捕が禁止されています

漁業者、遊漁者をはじめ、全ての方が対象となります
違反すると罰則が適用されることがありますのでご注意ください
うなぎ資源保護のため、皆様の御協力を御願いたします

委員会指示による採捕禁止の概要

- 採捕禁止対象の水産生物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 採捕禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 採捕禁止の区域
熊本県内の全ての海面及び河川等の内水面
- 委員会指示の期間
令和7年(2025年)3月31日まで



熊本県漁業調整規則等による採捕禁止

- 熊本県内の全ての海面及び内水面において、
全長21センチメートル以下のうなぎは、年間を通じて採捕禁止

お問合せ先: 熊本県農林水産部水産局水産振興課、熊本県有明海区及び天草不知火海区漁業調整委員会、
熊本県内水面漁場管理委員会 電話 096-333-2456 FAX096-382-8511